

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
その翌日に
おき、
当日の
翌日)

目 次

◇ 告 示 保 険 薬 劑 師 の 登 録

- 土地改良事業の認可（六件）
- 特用樹母樹林の指定の解除
- 基本測量の終了
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- 土地区画整理組合の解散の認可
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

告 示

鳥取県告示第七十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
石 谷 壽 康	鳥薬第五九二号	昭和六十一年一月十三日

鳥取県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）本庄地区区画整理）を昭和六十一年一月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）本庄地区農業用排水、農道整備及び暗きよ排水を一体としたもの）を昭和六十一年一月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）恩志地区区画整理）を昭和六十一年一月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）山郷地区区画整理）を昭和六十一年一月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）福永地区区画整理）を昭和六十一年一月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月三十一日

鳥取県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業旭（福島農道）地区農道整備）を昭和六十一年一月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十八号

特用樹母樹林の指定を解除したので、次のとおり告示する。

昭和六十一年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業地域 東伯郡三朝町
- 三 終了年月日 昭和六十年十二月二十一日

鳥取県告示第八十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画事業皆生新田第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

指 定 番 号	五十四	指 定 年 月 日	昭和六十一年一月二十七日	樹 種	クヌギ	所 在 場 所	日野郡日南町神戸上字官林三三二六	本 数	二四〇本	面 積	〇・二〇 ルヘクタール	所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	日野郡日南町神戸上二五三九福田哲朗
------------------	-----	-----------------------	--------------	--------	-----	------------------	------------------	--------	------	--------	----------------	--	-------------------

昭和六十一年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

米子市皆生新田第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和五十九年十一月二十二日から昭和六十五年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市皆生字南砂池、字東大池及び字下沖林の全部並びに同市皆生字林田、字丸池、字西大池、字小砂池、字北砂池、字ウドロ、字ウドロ沖、字小バイ、字西雁座、字下沖林、字石河原ウド、字向林、字東林ノ上及び字土手ノ内の各一部

四 事務所の所在地

米子市皆生一四七六一

五 設立認可の年月日

昭和五十九年十一月二十日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

米子市役所及び事務所の掲示場に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

昭和六十一年一月三十日

鳥取県告示第八十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、倉吉市秋喜土地区画整理組合の解散を昭和六十一年一月二十七日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十一年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次